

厚生労働大臣の定める掲示物

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。
2. 当院は各種医療保険（健康保険、国民健康保険等）、公費負担医療、自賠責、公害の取り扱いを行っております。
3. 入院基本料について

①療養病棟（41床）では、1日6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝8時45分～夕方16時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は6人以内とし、常時4人以上の看護補助者が勤務しております。
- ・夕方16時45分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は41人以内とし、常時1人の看護補助者が勤務しております。

②地域ケア病棟（40床）では、1日8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

なお時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝8時45分～夕方16時45分まで、看護職員（看護師）1人当たりの受け持ち人数は4人以内です。
- ・夕方16時45分～朝8時45分まで、看護職員（看護師）1人当たりの受け持ち人数は20人以内とし、常時1名の看護補助者が勤務しております。

